泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等業務委託

に係る審査基準要領

1. 目的  
   　この審査基準要領は、泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等業務委託に係る公募型プロポーサルにおける企画提案事業者のうちから、企画提案内容、価格の条件を総合的に判断し、泉南市が本事業を実施するにあたり、最も有益な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。
2. 受託候補事業者決定方法

各委員が採点した点数について、各審査項目の最高点及び最低点をつけた各１名分の得点を除いた、合計得点が最も高い者を委託契約の相手方の候補者として受託候補事業者とする。得点が同点であった場合は審査委員会で協議のうえ受託候補事業者を決定する。また、審査委員会で審査をした結果、応募事業者が各審査項目の最高点及び最低点をつけた各１名分の得点を除いた合計平均得点が、価格点も合わせて315点に満たない場合は、契約の相手方の候補者としての受託候補事業者とはしないものとする。なお、最高点の者が複数いる場合、選定委員による合議とする。

1. 評価
   1. 審査機関  
      　企画提案内容については、泉南市が設置する泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等業務委託プロポーサル審査委員会が別表の採点表に基づき行うものとする。
   2. 審査方法  
      　プロポーサル参加事業者が提出した企画提案書、見積書などの泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等業務委託募集要項11に記載の提出書類及びプレゼンテーションの内容を点数化し、審査を行うものとする。
      1. 企画提案書の審査  
         　企画提案書については、採点表の中の評価の視点に基づき5段階方式による審査を行う。
      2. 見積書を除く項目の採点基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 評価状態 | 配点 | | |
| 30点 | 20点 | 10点 |
| A | 非常に優れている。 | 30点 | 20点 | 10点 |
| B | 優れている。 | 24点 | 16点 | 8点 |
| C | 標準 | 18点 | 12点 | 6点 |
| D | 劣っている。 | 12点 | 8点 | 4点 |
| E | 非常に劣っている。 | 6点 | 4点 | 2点 |

* + 1. 見積金額の審査  
       　採点表の中の事業費の積算・業務内容との整合性の審査項目については、最も安価な事業者を30点とし、他の事業者の審査点は、以下の算式で算出された数値を審査点とする。  
         
       審査点＝【最も安価な事業者の見積金額】／【当該事業者の見積金額】×30  
       ※　最終計算結果において生じた小数点以下の端数については、小数点以下第3位を四捨五入する。
    2. 1者のみの応募の場合

各審査項目の最高点及び最低点をつけた各１名分の得点を除いた合計平均得点が、価格点も合わせて315点を最低点とし、それに満たない場合は、契約の相手方の候補者としての受託候補事業者とはしないものとする。